

議案第70号

訴えの提起について

別紙、訴状記載の訴えを提起するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年9月3日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

収入印紙

7,000 円

訴 状

平成30年 月 日

徳島簡易裁判所 御中

原告指定代理人 内藤 雅人

同 寺橋 和彦

同 藤本 裕之

同 谷本 岳彦

同 泉 由美子

同 森 博史

同 津川 慎一郎

同 中村 健人

(送達場所)

〒773-8501

徳島県小松島市横須町1番1号

原告 小松島市

同代表者市長 濱田 保徳

電話 0885-32-2123

FAX 0885-33-3253

〒773-

徳島県小松島市

被告 A

〒773-

徳島県小松島市

被告 B

〒773-

徳島県小松島市

被告 C

貸金返還請求事件

訴訟物の価額 金 642,948 円

貼用印紙額 金 7,000 円

第1 請求の趣旨

- 1 被告 A は、原告に対し、金 339,768 円及び別表「元金」欄記載の額に対し2分の1を乗じた額に対応する同表「違約金起算日」から、それぞれ支払い済みまで100円につき1日3銭の割合による金員を支払え。

- 2 被告 B は、原告に対し、金 169,884 円及び別表「元金」欄記載の額に対し 4 分の 1 を乗じた額に対応する同表「違約金起算日」から、それぞれ支払い済みまで 100 円につき 1 日 3 銭の割合による金員を支払え。
- 3 被告 C は、原告に対し、金 169,884 円及び別表「元金」欄記載の額に対し 4 分の 1 を乗じた額に対応する同表「違約金起算日」から、それぞれ支払い済みまで 100 円につき 1 日 3 銭の割合による金員を支払え。
- 4 訴訟費用は被告らの負担とする。  
との判決並びに仮執行宣言を求める。

## 第 2 請求の原因

- 1 原告は、訴外 D（以下「主債務者」という。）に対し、次の約定で住宅改修資金を貸し付けた（以下「本件貸付」という。）。  
本件貸付（甲 1 号証）
  - (1) 貸付金額 1,600,000 円
  - (2) 貸付日 昭和 54 年 10 月 31 日（契約日 昭和 54 年 10 月 27 日）
  - (3) 利率 年 2 パーセント
  - (4) 償還方法 元利均等償還により、昭和 54 年 11 月 30 日を初回とし、以後平成 6 年 10 月 30 日まで毎月末金 10,296 円ずつ、180 回に分割して償還する。ただし、初回の償還金は 10,296 円とする。
  - (5) 違約金 償還期限の翌日から支払の日までの日数に応じ 100 円につき 1 日 3 銭の割合。
- 2 主債務者は、本件貸付について、平成元年 4 月 10 日までに金 1,173,744 円を支払い、残元金が 642,948 円、未払いの約定利息 36,588 円となった（甲 2 号証）。
- 3 主債務者（住所異動について、甲 3 号証）は、平成 23 年 2 月 20 日に死亡し、法定相続により前項記載の債務が分割され、妻である被告 A が 2 分の 1、長男である被告 B が 4 分の 1、二男である被告 C が 4 分の 1 の割合でそれぞれ相続した（甲 4 号証）。
- 4 被告らは、前項記載の残元金及び未払い利息の各相続債務について、現在に至るまで支払いをしていない。

5 よって、原告は、被告らに対し、本件貸付契約に基づき、請求の趣旨記載の支払いを求める。

## 別表

	回	元金	違約金起算日
1	115	9,225	平成1年6月1日
2	116	9,240	平成1年7月1日
3	117	9,256	平成1年8月1日
4	118	9,271	平成1年9月1日
5	119	9,287	平成1年10月1日
6	120	9,302	平成1年11月1日
7	121	9,318	平成1年12月1日
8	122	9,333	平成2年1月1日
9	123	9,349	平成2年2月1日
10	124	9,364	平成2年3月1日
11	125	9,380	平成2年4月1日
12	126	9,395	平成2年5月1日
13	127	9,411	平成2年6月1日
14	128	9,427	平成2年7月1日
15	129	9,443	平成2年8月1日
16	130	9,458	平成2年9月1日
17	131	9,474	平成2年10月1日
18	132	9,490	平成2年11月1日
19	133	9,506	平成2年12月1日
20	134	9,521	平成3年1月1日
21	135	9,537	平成3年2月1日
22	136	9,553	平成3年3月1日
23	137	9,569	平成3年4月1日
24	138	9,585	平成3年5月1日
25	139	9,601	平成3年6月1日
26	140	9,617	平成3年7月1日
27	141	9,633	平成3年8月1日
28	142	9,649	平成3年9月1日
29	143	9,665	平成3年10月1日
30	144	9,681	平成3年11月1日
31	145	9,697	平成3年12月1日
32	146	9,714	平成4年1月1日
33	147	9,730	平成4年2月1日
34	148	9,746	平成4年3月1日
35	149	9,762	平成4年4月1日
36	150	9,779	平成4年5月1日
37	151	9,795	平成4年6月1日
38	152	9,811	平成4年7月1日
39	153	9,828	平成4年8月1日
40	154	9,844	平成4年9月1日
41	155	9,860	平成4年10月1日
42	156	9,877	平成4年11月1日
43	157	9,893	平成4年12月1日
44	158	9,910	平成5年1月1日
45	159	9,926	平成5年2月1日
46	160	9,943	平成5年3月1日
47	161	9,959	平成5年4月1日
48	162	9,976	平成5年5月1日
49	163	9,993	平成5年6月1日
50	164	10,009	平成5年7月1日
51	165	10,026	平成5年8月1日
52	166	10,043	平成5年9月1日

	回	元金	違約金起算日
53	167	10,059	平成5年10月1日
54	168	10,076	平成5年11月1日
55	169	10,093	平成5年12月1日
56	170	10,110	平成6年1月1日
57	171	10,127	平成6年2月1日
58	172	10,143	平成6年3月1日
59	173	10,160	平成6年4月1日
60	174	10,177	平成6年5月1日
61	175	10,194	平成6年6月1日
62	176	10,211	平成6年7月1日
63	177	10,228	平成6年8月1日
64	178	10,245	平成6年9月1日
65	179	10,262	平成6年10月1日
66	180	10,202	平成6年10月31日
合計		642,948	

## 証拠方法

- 1 甲 1 号証 住宅新築資金等貸借契約書
- 2 甲 2 号証 計算書
- 3 甲 3-1 号証 改製原附票（主債務者）
- 4 甲 3-2 号証 戸籍の附票（主債務者）
- 5 甲 4-1 号証 相続関係図
- 6 甲 4-2 号証 除籍謄本（筆頭者 ）
- 7 甲 4-3 号証 改製原戸籍謄本（筆頭者 主債務者）
- 8 甲 4-4 号証 戸籍全部事項証明書（筆頭者 主債務者）
- 9 甲 4-5 号証 平成 29 年 2 月 22 日付け相続放棄・限定承認の申述の有無等について

## 付属書類

- 1 訴状副本 3 通
- 2 甲号証（写し） 各 4 通
- 3 証拠説明書 4 通（正本 1 通 副本 3 通）
- 4 代理人指定書 1 通